

高槻市介護保険事業者協議会 専門部会規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、高槻市介護保険事業者協議会専門部会（以下「専門部会」という。）という。

(目 的)

第2条 当専門部会は、円滑な高齢者サービスの提供に向けての調査及び研究を行うとともに、介護サービス事業者の質の向上と知識・技術の普及に努め、高齢者が安心して住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、会員相互及び関係機関との連携を図ることを目的とする。

(部 会)

第3条 当専門部会には、サービス種別部会及びテーマ別部会をおく。

2. サービス種別部会には、次の部会をおく。

- (1) 居宅介護支援部会
- (2) 在宅サービス部会
- (3) 施設サービス部会

3. テーマ別部会には、次の部会をおく。

ただし、年度ごとに介護現場の状況等を勘案しながら、必要に応じて理事会にてテーマの見直しを図っていくものとする。

- (1) 地域包括ケアシステム部会
- (2) 介護人材育成部会
- (3) 認知症支援部会
- (4) 防災対策部会

(実践報告会)

第4条

当専門部会においては、年1回、各部会の報告等を行う実践報告会を開催する。

(事 業)

第5条 当専門部会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 部会員の資質向上を図る事業
- (2) 部会員間及び関係機関との連携を図る事業
- (3) 人権擁護の推進を図る事業
- (4) その他、部会の目的を達成するために必要な事業

(部会員)

第6条 当専門部会は、高槻市介護保険事業者協議会に入会している会員で構成する。

2. サービス種別部会は、現にその事業を提供する事業所とする。

(部会役員)

第7条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1人
- (2) 副部会長 1人以上
- (3) 幹事 10人以内

2. 部会長は協議会の理事の中から互選し、その他の役員は部会員の中から互選する。
3. 部会長は、部会を総理し部会を代表する
4. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故が生じた場合には、職務を代理する。
5. 部会役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。又、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(部 会)

第8条 部会長は必要に応じ部会を開催し、諸問題に対して協議を行う。

2. 部会は、部会長が招集し、議長となる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、部会長・副部会長及び幹事で構成する。

2. 幹事会は必要に応じて部会長が召集し、議長となる。
3. 幹事会は次に掲げる事項について協議する。
 - a 部会に付すべき事項
 - b 部会の議決した事項の執行に関する事項
 - c その他部会の運営に関し、部会長が必要と認める事項

(委 任)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は幹事会において部会長が別に定める。

(会 計)

第11条 当専門部会の経費は、高槻市介護保険事業者協議会の会費をもって充てるものとする。

(会計年度)

第12条 当専門部会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

附 則

- この規約は、平成26年 7月 24日より施行する。
この規約は、平成28年 5月 20日より施行する。
この規約は、平成28年 6月 14日より施行する。
この規約は、平成29年 2月 14日より施行する。
この規約は、平成30年 4月 10日より施行する。
この規約は、令和 2年 4月 24日より施行する。